

恵那市清流の国ぎふ移住支援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住を促進し、人口減少の抑制及び地域の活性化を図るため、岐阜県以外の都道府県（以下「県外」という。）から本市へ移住する若者世帯に対し、予算の範囲内において、恵那市清流の国ぎふ移住支援事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 複数世帯 第3条第4号に該当する世帯をいう。
- (2) 単身世帯 複数世帯以外の世帯をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号（単身世帯にあつては、第1号から第3号まで及び第5号）のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれにも該当する者であること。
 - ア 岐阜県内の市町村に住民票を移した日前から5年間、県外に在住していたこと。
 - イ 支援金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において、本市への転入後1月以上1年以内であること。
 - ウ 申請日から5年以上継続して本市に居住する意思があること。
 - エ 本市への転入が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものではなく、地方で生活し、働くことを自らの意思で選択して行われたものであること。
- (2) 申請日の属する年度の4月1日時点で、交付対象者の年齢が39歳以下であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 次のいずれにも該当する就業者であること。
 - (ア) 岐阜県内に事業所を有する法人、団体又は個人（以下「法人等」という。）に就業し、若しくは県外に事業所を有する法人等に勤務

し、その勤務先を変更せず、本市から通勤し、又は本市においてテレワークを行い、かつ、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有する者

(イ) 就業先が、雇用保険適用事業所であること。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、支援金の交付申請時において当該法人等に連続して1月以上在職していること。

(エ) 就業先の法人等が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業所でないこと。

(オ) 就業先の法人等が、恵那市暴力団排除条例（平成24年恵那市条例第31号。以下「排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団でないこと、又は関係を有していないこと。

イ 次のいずれにも該当する起業者であること。

(ア) 県内で法人登記又は個人事業の開業の届出をしていること（県外で法人登記又は個人事業の開業の届出をしている場合に、県内に事業所変更を行ったときを含む。）。

(イ) 申請日において起業した事業を1月以上継続していること。

(ウ) 起業した事業が、公序良俗に反する事業でないこと。

(エ) 起業した事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業でないこと。

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していた者

イ 支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属している者

ウ 申請者と同一の世帯に属している者のいずれかが、支援金の交付申請時において転入後1月以上1年以内である者

エ 申請者と同一の世帯に属している者が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない者

(5) 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶

者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、複数世帯にあつては20万円とし、単身世帯にあつては10万円とする。

(支援金の交付)

第5条 支援金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、恵那市清流の国ぎふ移住支援事業支援金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 移住元の住民票の除票の写し又は戸籍の附票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（複数世帯の場合にあつては、世帯員全員分の書類）

(2) 移住支援事業支援金の交付申請・定住に関する誓約書（様式第2号）

(3) 市税等の納税状況及び住民基本台帳の確認同意書（様式第3号）

(4) 第3条第3号に規定する要件を満たすことを証する書類のうち、次のいずれかのもの

ア 就業証明書（様式第4号）

イ 法人登記又は個人事業の開業の届出をしていることが分かる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支援金の交付を決定したときは恵那市清流の国ぎふ移住支援事業支援金交付決定通知書（様式第5号）により、支援金の交付を決定することが適当でないとき認めるときは恵那市清流の国ぎふ移住支援事業支援金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 市長が交付対象者に対して行う交付決定には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 移住又は定住の促進に係る調査、インタビュー及びセミナーの講師その他の岐阜県又は本市が実施する移住定住施策への協力をすること。

(2) 申請日から5年を経過する日までの各年、第3条の各要件及び前号の

条件を確認する調査に応じること。

3 市長は、第1項の規定に関わらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (2) 前号に掲げる者と社会的に非難されるべき関係を有する者
(支援金の交付請求)

第8条 前条の規定により支援金の交付決定を受けた者は、恵那市清流の国ぎふ移住支援事業支援金交付請求書（様式第7号）を当該交付決定の日から30日以内に市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、交付決定者へ支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第9条 市長は、支援金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第7条第1項の交付決定通知書に記載された交付条件に従わなかったとき。
- (3) 第7条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(重複交付の禁止)

第10条 第3条の規定にかかわらず、次の場合には、支援金の交付は行わないものとする。

- (1) 申請者又はその配偶者が恵那市東京圏からの移住支援事業支援金交付要綱（令和元年恵那市告示第19号）の規定による恵那市東京圏からの移住支援事業支援金の交付を受けたことがある場合
 - (2) 申請者又はその配偶者が恵那市林業就業移住支援金交付要綱（令和3年恵那市告示第131号）の規定による恵那市林業就業移住事業支援金の交付を受けたことがある場合
 - (3) 申請者又はその配偶者が恵那市新婚生活応援事業支援金交付要綱（令和5年恵那市告示第46号）の規定による恵那市新婚生活応援事業支援金の交付を受けたことがある場合
- (その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。